

平成18年1月31日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1. ニッカンの実質的経営者（前代表者）からの金銭受入れについて
担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線6270）

岐阜市は、破産した収集運搬業者ニッカン株（三重県）関係者についても、その責任追及をしております。

昨日（1月30日）までに、ニッカンの実質的経営者である亀井義久被告から、12,652,482円を支払わせました。

【経緯】

昨年11月10日付けで、亀井被告の刑事弁護人から、亀井被告の個人資産を処分して捻出した上記金額を被害弁償金として拠出する用意があるとの通知がありました。

これに対し、市は12月2日付けで、下記の条件を付して受け入れる旨回答していたものです。

- 1 この金銭を受け入れることは、亀井義久被告のほかニッカン株及び小川和久被告の不法投棄行為等に関する廃棄物処理法及びその他の法的責任の全てを免ずるものではないこと。
したがって、今後、行政処分やこの額で補てんされない分の費用請求を行うことがあること。
- 2 この支払いに終わることなく、自発的に本件不法投棄現場の原状回復に向けて取り組むべきであること。

この金銭は平成18年1月24日に支払われたことを昨日確認し、一旦保管金として受け入れました。

なお、現在、この額で補填されない量の廃棄物撤去の措置命令を準備しております。措置命令発出後、代執行をした場合には、その費用に充当することとしています。